

岩手県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年5月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人二桜会	一関市花泉町涌津字一ノ町76番地	短期入所生活介護事業所 花いずみ	一関市花泉町涌津字上原31番地	平成24年4月1日
社会福祉法人立正会	北上市相去町高前檀6番地14	特別養護老人ホーム敬愛園	北上市相去町高前檀6番地14	平成24年6月29日
社会福祉法人東山愛光会	一関市東山町長坂字南山谷12番地	特別養護老人ホーム舞川の里短期入所生活介護事業	一関市舞川字堀切72番地4	平成24年7月1日
社会福祉法人日新福祉会	盛岡市玉山区好摩字芋田向83番地25	特別養護老人ホームラベ ンダー短期入所事業所	岩手郡岩手町江刈内第10地割28番地3	平成24年8月1日

2 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人二桜会	一関市花泉町涌津字一ノ町76番地	短期入所生活介護事業所 花いずみ	一関市花泉町涌津字上原31番地	平成24年4月1日
社会福祉法人立正会	北上市相去町高前檀6番地14	特別養護老人ホーム敬愛園	北上市相去町高前檀6番地14	平成24年6月29日
社会福祉法人東山愛光会	一関市東山町長坂字南山谷12番地	特別養護老人ホーム舞川の里短期入所生活介護事業	一関市舞川字堀切72番地4	平成24年7月1日
社会福祉法人日新福祉会	盛岡市玉山区好摩字芋田向83番地25	特別養護老人ホームラベ ンダー短期入所事業所	岩手郡岩手町江刈内第10地割28番地3	平成24年8月1日